

県民意見公募の状況について

沖縄県県民意見公募実施要綱に基づき、以下のとおり、意見を公募した。

1 意見公募の対象

沖縄県環境影響評価条例の改正の骨子案

2 意見の募集期間

平成 23 年 8 月 1 日～平成 23 年 8 月 31 日

3 意見の数

意見書数：11 通（内訳：個人 9 通、自然保護団体 1 通、民間企業関係：1 通）

意見数：68 件

4 県民等から提出された意見の概要を表 1 に示す。

表 1 県民等意見の概要

No	骨子案の項目	意見の概要
1	1 対象事業の追加	○対象事業の追加について（同様の趣旨の意見を含め合計 2 件） ①沖縄県環境影響評価条例（以下「条例」という。）においては、国の環境影響評価法（以下「法」という。）の改正をそのまま当てはめるのではなく、沖縄県独自の環境を保全する観点から、対象事業となるべきものの漏れがないように対策を講じるべきである。 ②対象事業の見直しを行い、沖縄の環境保全に資するように条例の改正を目指すべきである。
2		○風力発電所の追加について 原発にかわるエネルギーを模索することは、今や世界中の人間の共通の課題であり、それにはまず十分な時間をかけた調査、研究が必要である。その答えとして風力発電をあげるのはあまりにも安易すぎる。
3		○風力発電所の規模等の検討について 風力発電所に関わる対象規模やその他重要事項に関して、どのような手続きを経て決定されるのか、パブリックコメントはどのように位置づけられるのか明示していただきたい。
4		○風力発電所の規模要件は厳しくすべきではない。 再生可能エネルギーの導入の促進や地球温暖化対策の推進が期待されている中で、事業者として環境影響評価の手続期間が長くなることは事業者負担や事業の不確実性がさらに増すことにつながる。 以上のことから、風力発電所について、規模要件の規制が厳しくならないように、配慮していただきたい。
5		○周囲に影響がない場所に設置して欲しい。 周囲に騒音被害を与えることがないように住宅地から遠く離れた場所に設置して欲しい。低周波振動で身体への悪影響が出て、目眩、動機、耳鳴りなどが起こるので、環境への配慮に十分注意して欲しい。人間に影響を及ぼすことなので、動植物や生態系への影響も大きいと予想されますので時間をかけ、十分な調査を望みます。
6		○風力発電所に係る騒音等の事例の例示すべき。 「1. 対象事業の追加の理由」として、騒音、バードストライク等を挙げているが、沖縄県内における事例の有無、あればその事例について御教示いただきたい。
7		○ヘリパッドを対象事業に追加すべき。 ヘリパッドを環境影響評価の対象としないのは合理的ではないので、航空機等の離発着を想定する施設は全て法ないし条例の環境影響評価の対象とするように改めること。

No	骨子案の項目	意見の概要
8	2 計画段階配慮書 手続の創設(全般)	○ゼロオプションを明示すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計2件) ①その地域の環境特性に照らして、事業を行うべきであるか否かがまず問われるべきである。すなわち計画段階における「ゼロオプション」を明記すべきである。 ②計画段階における「ゼロオプション」を明記していただきたい。
9		○歴史的・文化的項目を評価項目の対象とすべき。 地域の自然環境は、その歴史や文化が拠って立つ基盤であり、環境の改変は、地域の歴史・文化に直接かつ将来にわたる多大な影響を与えることから、地域の持つ歴史的・文化的項目を条例における評価項目の対象とすることが是非とも必要である。
10		○社会及び経済環境も評価対象とすべき。 自然環境はもちろん社会環境や経済環境への影響も含めて評価すべきである。
11		○第三者機関を設置すべき。 第三者の立場から客観的に意見を述べる機関として専門家・有識者による委員会等を設置すべきである。
12		○公聴会を義務化すべき。 配慮書手続に以下を追加する。 1、公聴会を義務化する。 ・公聴会の委員は、専門家の公募と一般からの公募による。 ・県議会、関係市長村議会で説明会を実施する。 ・手続を、一般公聴会→パブリックコメント→公聴会(県及び関係市町村)を義務化する。 ・公聴会は、すべてインターネット放送で実施する。
13		○米軍基地の運用責任を明確にすべき。 2、米軍基地に関する「配慮書」は、運用責任を明確にし、運用内容の提示義務化をする。
14		○配慮書は上位法の解釈に従うべき。 3、配慮書はすべて上位法の解釈に従う。
15		○配慮書の役割を明確にすべき。 「事業段階」に近い段階で、「配慮書」が作成・提出され、そのまま「方法書」段階へのアクセス手続に移行していくという事例がこれまでにある。また「特例環境配慮書」が提出された場合、配慮書自体が本来のアクセス手続の「方法書」、「準備書」、「評価書」の代用として使用される可能性も否定できない。このような懸念を骨子において明示し、「配慮書」の役割と手続と、従来のアクセス手続の役割と手続を相互関係性を保ちながら明確に分けることを明文化していただきたい。
16	2 計画段階配慮書 手続の創設(全般) (5) (9)	○電子縦覧を義務化すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計3件) ①配慮書も制度の趣旨からいえば、電子縦覧を義務化するべきである。 ②「当該配慮書及びその要約書」に続く箇所を、「インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。」と改めていただきたい。 ③「・・・選定した理由を記載した書面を作成し、」に続く箇所を、「インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。」と改めていただきたい。
17	2 計画段階配慮書 手続の創設(1)	○複数案に市民案とノーアクション案を含めるべき。(同様の趣旨の意見を含め合計3件) ①(1)の後に、次の「新設(2)」を追加し、それ以降の項を順に繰り下げる。 新設(2)「条例の対象としている個別事業が公共事業或いは公金の支出を伴う場合には、知事又は、公金を支出する県内の地方公共団体の長は、提案された個別事業の目的を同様に達成する別の政策や事業について、住民意見を求め、集約したうえで、住民投票を経て、市民案を決定し、計画策定者に提案しなければならないこととする。」を追加していただきたい。 ②「条例の対象としている個別事業が公共事業或いは公金の支出を伴う場合には、個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の決定に当たっては、ノーアクション案と市民案も含めた3つ以上の複数案における計画段階配慮事項について検討しなければならないこととする。」と追加していただきたい。 ③条例の対象としている個別事業が公共事業或いは公金の支出を伴う場合には、複数案の中には、ノーアクション案と市民案も含めることとしていただきたい。

No	骨子案の項目	意見の概要
18	2 計画段階配慮書 手続の創設(2)	○複数案の設定は柔軟な制度とすべき。 発電所建設のための意志決定プロセスには、地点、燃料種、出力、発電方式等の重要な検討要素がありますが、エネルギーセキュリティ及び立地制約等からその選択肢が限定されるため、全ての条件を満たす複数のプロジェクト案は現実的には存在しない。 以上のことから、事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の1又は2以上の複数案の設定項目について、それぞれの事業の種類、特性に応じた柔軟な制度が定められるように、配慮していただきたい。
19	2 計画段階配慮書 手続の創設(4)	○技術指針の改定の際は県民等の意見を聴取すべき。 「・・・環境大臣が定める基本的事項に沿って、」の後で、「関係行政機関及び県民等からの意見を求めた上で、」と追加していただきたい。
20	2 計画段階配慮書 手続の創設(5)	○公表方法は柔軟な制度とすべき。 民間事業では、エネルギーセキュリティ及び立地制約等から建設計画公表前の事業の構想段階（意志決定プロセスの途中）における公表は実質的に不可能である。 以上のことから、配慮書の公表の時期について、それぞれの事業の種類、特性に応じた柔軟な制度が定められるように、配慮していただきたい。
21	2 計画段階配慮書 手続の創設(6)	○法に定めのない手続きは義務化すべきではない。（同様の趣旨の意見を含め合計3件） ①法にない新たな手続きが増えることによって、環境影響評価の手続期間が長くなることは事業者負担や事業の不確実性がさらに増すことにつながります。 以上のことから、関係地域の住民等に対する配慮書段階の説明会について、法に定められていない新たな手続きを義務付けることを避けていただきたい。 (8) ②法で努力規定となっている関係行政機関及び県民等は、計画策定者に対して、直接、意見を述べることを義務化しようとしています。 以上のことから、配慮書への意見について、義務化することを避けていただきたい。 (9) ③改正条例の骨子案において、配慮書段階で2度目の公表という法で定められていない手続きを義務化しようとしています。また、配慮書段階で2度目の公表を義務付けられた場合、民間企業として環境影響評価の手続期間が長くなることは事業者負担や事業の不確実性がさらに増すことにつながります。 以上のことから、配慮書段階での2度目の公表について、新たに義務付けることを避けていただきたい。
22	2 計画段階配慮書 手続の創設(6)	○法に定めのない手続きの義務化について県の見解を示すべき（同様の趣旨の意見を含め合計3件） ①法で定めていない配慮書段階での説明会を付加する必要があるのは、何故か。県の見解をご教示いただきたい。 (8) ②法で定めていない配慮書への意見の義務化を付加する必要があるのは、何故か。県の見解を御教示いただきたい。 (9) ③法では定めていないが配慮書段階での2度目の公表を付加する必要があるのは、何故か。県の見解を御教示いただきたい。
23	2 計画段階配慮書 手続の創設(6)	○説明会の周知の方法について 「・・・説明会の開催予定日は、」の後に、「新聞等を通して」を追加していただきたい。
24	2 計画段階配慮書 手続の創設(8)	○関係市町村長意見は知事が取りまとめるべき。 改正条例の骨子案において、市町村長の意見が直接事業者へ述べられることになっています。そのような場合、市町村長の意見と知事意見との不整合が生じた場合、事業者の混乱を招くことを懸念しております。 以上のことから、方法書・準備書段階と同様に市町村長の意見については、知事が環境の保全の見地からの意見を市町村長に求められたのちに、知事その意見を勧案する仕組みが必要であると考えております。
25		○意見聴取手続の周知の方法について 「・・・配慮書について、」の後に「新聞等で告知した上で、」と追加していただきたい。

No	骨子案の項目	意見の概要
26	2 計画段階配慮書 手続の創設(9)	○公表の方法について 計画策定者は、・・・公表しなければならないこととするについて、具体的にどのようなイメージか、御教示いただきたい。
27	2 計画段階配慮書 手続の創設(10)	○複数案の再度の選定について 計画策定者は、複数案から選定を再度行うことができるものとするについて、具体的にどのようなイメージか、御教示いただきたい。
28	3 方法書手続、準備書手続、評価書手続の改正(全般)	○方法書等の写しを配布すべき。 方法書、準備書、評価書をホームページで公開し、公開1ヶ月前にコピー、DVDなどで取得希望者を募集し、配布していただきたい。
29		○意見募集期間を縦覧後6ヶ月以内とすべき。 方法書、準備書、評価書の意見募集締切を方法書等の縦覧期間終了後6ヶ月以内として欲しい。
30		○方法書への意見に対する事業者見解の公表を義務化すべき。 方法書への意見に対する事業者の見解を準備書作成前に公表することを義務付けるべきである。
31		○専門家等の氏名、経歴等を公表すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計2件) ①事業者が専門家や有識者の知見を活用する場合は、その氏名・経歴・業績などを公表すべきである。 ②環境影響評価手続の透明性を確保するためには徹底した情報公開が必要である。事業者が専門家や有識者の知見を活用する場合は、その氏名・経歴・業績等を公表すべきである。
32		○罰則や不服申立・争訟手続を規定すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計3件) ①法及び条例の精神である合意形成を著しく阻害する行為に対する罰則規定や、環境影響評価手続に係る不服申立・争訟手続は、国際的潮流も踏まえ、早急に確立すべきである。 ②知事に答申した審議会の意見が知事意見となった時、事業者に対し遵守させるよう罰則を設けること。 ③法及び条例の精神である合意形成を著しく阻害する行為に対する罰則規定や、環境影響評価手続に係る不服申立・争訟手続は、国際的潮流も参考にし、早急に確立すること。
33		○方法書の受付を却下できる制度とすべき。 方法書は事業の計画が具体的に、環境への影響が科学的に正確に評価出来る様な条件が整った段階で提出されるべきものであり、この内容を実質的に満たしていないものは方法書等の文書の要件を満たしているとは考えられない。従って受付そのものを却下する事が出来る事を明文化し、またその事について環境影響評価審査会や専門家等から意見を聴取する事ができるものとする。
34		○手続のやり直しの義務化について(同様の趣旨の意見を含め合計2件) ①調査、予測及び評価の手法等について、計画の変更について事業者側の自由度が高すぎる現行の制度を改め、事業の規模や位置などの要件のみならず、環境への影響が懸念される事項の変更については全て調査段階からのやり直しを義務化することにより、「後出し」によって住民からの反対意見からの抜け道となる事を防ぐ手だてを新たに講じること。 ②建設条件、例えば建設面積や機能、数量等に変更がある場合は、調査、書類作成をやり直すこと。
35	3 方法書手続、準備書手続、評価書手続の改正(3)	○方法書の縦覧場所を提供すべき。 未だインターネット環境の整っていない場合も多いことから、公告縦覧の場所や時間を幅広く提供すべきである。現在は、役所等の開庁時間に限られ、コピーも不可ため、住民等が利用しにくい状況がある。
36	3 方法書手続、準備書手続、評価書手続の改正(4)	○説明会の基準を設けるべき。 説明会は、事業者の単なるアリバイ作りや一方的な説明に終わることのないよう、十分なコミュニケーションの場となるような基準を設けるべきである。

No	骨子案の項目	意見の概要
37	その他	<p>○条例改正の手続きについて、意見募集をすべき。(同様の趣旨の意見を含め合計 4 件)</p> <p>①「条例施行規則」、「技術指針」等、条例改正に伴う諸手続についても、住民等の意見募集の期間を設けることは必須条件である。</p> <p>②「改正条例案」についてのパブリックコメントを「改正の流れ」の中できちんと位置づけ、明記し、募集し、反映していただきたい。「条例施行規則」、「技術指針」についても住民意見募集の機会、できればパブリックコメントだけでなく、双方向のコミュニケーションの場を設けることが必要である。この「骨子案」へのパブリックコメントのみで、条例改正全体の住民意見を聴取したことにはしないでいただきたい。</p> <p>③条例の改正には、まず条例が現在抱えている問題をきちんと整理・検証することが必要であり、それが今回の改正に反映されることが最優先されるべきだと考えることから、別途意見募集を行うべきである。</p> <p>④条例等の改正案についても、事業者等の意見を勘案していただきたいため、今回同様に意見募集を行っていただきたい。</p>
38		<p>○適用除外等の事業に米軍基地を含めるべきでない。(同様の趣旨の意見を含め合計 2 件)</p> <p>①環境影響評価法(以下「法」という。)第 52 条第 3 項(適用除外等)に対応した条項を沖縄県環境影響評価条例(以下「条例」という。)で規定した場合、当該規定による適用除外事業に米軍基地を含めないでいただきたい。</p> <p>②法第 52 条第 3 項(適用除外等)に対応する形で、条例においても適用除外の拡大を可能にする条項が今後設置されるものと考えられる。適用除外事業に米軍基地や自衛隊基地を含めてはいけない。</p>
39		<p>○審査会の運営について</p> <p>審議会には、一般から推薦する参考人から意見を聴取し、公開審議にすること。また、傍聴者からの意見も 1 時間ほど時間をとって聞くこと。</p>
40		<p>○関連法令等との関係を明記すべき。</p> <p>骨子案では、ここ 10 年の間に策定・施行されてきたあるいは現在策定されている関連制度への言及がない。「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」や「生物多様性基本法」、「生物多様性地域戦略」との関連性や整合性について明記して頂きたい。また、縦割りを超え、自然保護課など他部署との連携も含め、条例改正に当たっていただきたい。</p>
41		<p>○公聴会制度を規定すべき。</p> <p>これまでの説明会が、事業者の計画を一方向的に説明する場になっていて、住民の意見による計画の変更の余地がほとんどない様な形であることを改め、計画の初期段階から事業実施そのものの可否からゼロベースで検討出来る公聴会を実施すべき事を条例に盛り込むこと。</p>
42		<p>○規模のみで対象事業を判断すべきではない。</p> <p>実質的に一連の道路であるかどうかを環境影響評価の観点から科学的に判断し、単に個別の道路計画の幅員や長さのみで形式的に判断はしない形の運用とすること。またその事を実質的に担保出来るように条例および及び技術指針で必要な改正、改訂を行うこと。</p>
43		<p>○施設供用後も環境影響評価の対象とすべき。</p> <p>施設の運用開始後であっても航空機などの機種の変更等、環境影響の変更が予想される場合には、その事についても環境影響評価の対象とするように改めること。</p>
44		<p>○火力発電所リプレースのアセス手続を簡略化すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計 2 件)</p> <p>①環境省は、環境影響評価に要する期間の短縮が可能となるような手続の合理化を行うことを目的に、平成 23 年 3 月に「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手続合理化に関する技術的提案」を作成していることから、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手続合理化に関する技術的提案」の考え方を改正条例に反映していただきたい。</p> <p>②今回の法及び条例の改正で、配慮書手続が新設されたことにより、環境負荷が現状よりも低減するような火力発電所リプレースにおいても、全体のアセス期間は現状と変わらず、迅速化に繋がらない可能性もあります。以上のことから、環境負荷が現状よりも低減するような火力発電所のリプレースについては、計画段階配慮書手続も合理化できるようご検討いただきたい。</p>

No	骨子案の項目	意見の概要
45		<p>○パブリックコメントの資料について</p> <p>資料4「2-1 計画段階配慮書の手続き創設」の中で使用している赤色の実線枠および赤色の点線枠、資料5「条例改正後の手続きフロー案」の中で使用している実線枠および点線枠について、どのような解釈の違いがあるのか、ご教示いただきたい。</p>
46		<p>○条項の追加について（同様の趣旨の意見を含め合計4件）</p> <p>①条例第2条第1項に規定されている「環境影響評価」の対象に「著しい環境影響を引き起こすおそれのある活動（「活動」とは、同条第2項の「対象事業」に加えて、政府の許認可又は資金拠出を必要とする活動をいう）が及ぼす影響」の追加を提案します。</p> <p>②条例第2条に次の内容の追加を提案します。</p> <p>この条例において「著しい環境影響」とは、「環境基準を超えるリスク、保護された種が回復する可能性が減少することに限らず他の影響を含み、長期にわたって文化財への地域住民のアクセスを減少させたり、或いはその文化財に影響を与えるものや、安全計画や緊急計画に新たな課題を課すもの」をいう。</p> <p>この条例において「政府」とは、沖縄県における活動に拠出又は、許認可を与える国、沖縄県、地方自治体、或いは外国の関係機関の立法府及び行政府をいう。</p> <p>③条例の第3章準備書の作成前の手続の第1節方法書の作成等の前に次の節、条の挿入を提案します。</p> <p>第1節 「著しい環境影響を引き起こすおそれのある活動」に係る判定</p> <p>第5条 第2条第2項別表に規定されていないが、第2条第2項の「対象事業」の目的に含まれる活動と同程度に陸域や海域において活動を実施しようとする者（の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者、事業者。以下同じ。）は、沖縄県環境生活部の長に書面で届け出なければならない。</p> <p>④条例の第3章準備書の作成前の手続の第1節方法書の作成等の前に次の条の挿入を提案します。</p> <p>第5条</p> <p>2 沖縄県環境生活部の長は、規則で定められた期間内で、前項によって届け出られた活動が、著しい環境影響を引き起こすおそれがあるかどうかを判定し、その結果と理由を事業者に通知しなければならない。沖縄県環境生活部の長は、当該判定のために必要な場合には事業者に環境調査を求めることができる。</p>